

# 土砂等の埋立て等には 許可が必要です！

## 寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

令和4年1月1日施行

### 条例の目的

この条例は、不適正な土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積及び一時堆積が町内の生活環境に著しく影響を及ぼすことから、土地の埋立て等の行為について必要な規制を行うことにより、不適正な土地の埋立て等を防止し、もって町民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、条例が制定されました。

### 条例の概要

3,000 ㎡未満の土地の埋立て等を行う場合は、次のことに注意してください。

(※3,000 ㎡以上の場合は、従来どおり埼玉県の許可となります。)

- ① 埋立て等の面積に関係なく原則、**町の許可が必要**になります。  
※土砂等の搬入のない事業、公共事業、他法令の許可等を受けて行う事業、その他軽微な事業で不適切な土地の埋立て等となるおそれがない事業は、許可が不要となる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。
- ② 埋立て等にあたっては、許可基準・許可条件を遵守しなければなりません。
- ③ 汚染された土砂等による埋立て等はできません。
- ④ 条例の規定に違反した場合は、罰則が科せられます。

### 土地所有者・事業主等の責務

#### ◎土地の埋立て等を行う方

周辺住民の理解を得るよう説明会の開催等を行わなければなりません。また、災害等の発生を防止し、住民生活の安全の確保及び生活環境保全のため、万全の措置を講じなければなりません。

#### ◎土砂等を発生させる方

土砂等の発生を抑制するように努めなければなりません。また、発生した土砂等の処分方法、処分先など適正な処分が行われるよう土地の埋立て等を行う者に対し、適正な指示を行わなければなりません。

#### ◎土地所有者の方

災害等の発生防止、住民生活の安全の確保及び生活環境保全のため、万全の措置を講ずるよう事業主等と協議し、定期的に埋立て等の状況を把握しなければなりません。また、不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、町に通報しなければなりません。

#### ◎土砂等を運搬する方

運搬する土砂等により、不適正な事業が行われないよう運搬する土砂等の排出及び保管並びに性状の状況等を確認するよう努める必要があります。

### 土砂等とは？

砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土、再生砕石、再生砂、自然物の岩石、化石など埋立て等に使用する廃棄物以外のものをすべてをいいます。

問い合わせ

寄居町 生活環境エコタウン課

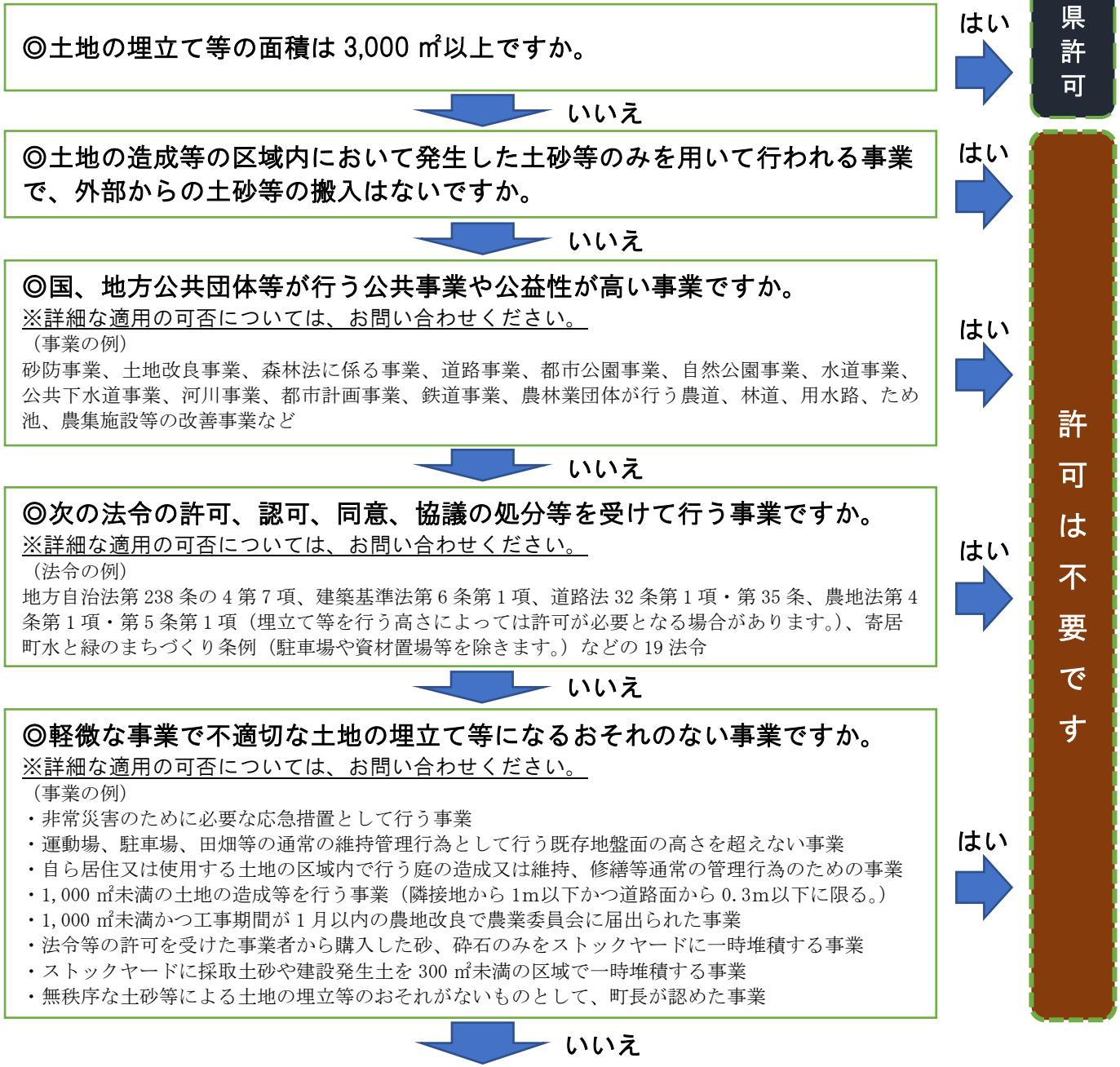
TEL : 048-581-2121 (内線 224)

## ○ 許可申請を行う者は

3,000㎡未満の土地において、事業主（土砂等により土地の埋立て等の事業を行おうとする事業の発注者及び自ら事業を施行する者）が許可申請を行います。ただし、町との事前協議については、事業主及び事業施行者（事業主から直接事業を請け負った者）の連名での協議となります。

## ○ 許可が必要な場合は

土砂等により土地の埋立て等を行う区域の面積が3,000㎡未満の場合は、あらかじめ町の許可を受ける必要があります。次のフローで許可の要否を判断してください。



◎土地の埋立て等の面積は3,000㎡以上ですか。

はい

県許可

いいえ

◎土地の造成等の区域内において発生した土砂等のみを用いて行われる事業で、外部からの土砂等の搬入はないですか。

はい

県許可

いいえ

◎国、地方公共団体等が行う公共事業や公益性が高い事業ですか。

※詳細な適用の可否については、お問い合わせください。

（事業の例）

砂防事業、土地改良事業、森林法に係る事業、道路事業、都市公園事業、自然公園事業、水道事業、公共下水道事業、河川事業、都市計画事業、鉄道事業、農林業団体が行う農道、林道、用水路、ため池、農集施設等の改善事業など

はい

許可は不要です

いいえ

◎次の法令の許可、認可、同意、協議の処分等を受けて行う事業ですか。

※詳細な適用の可否については、お問い合わせください。

（法令の例）

地方自治法第238条の4第7項、建築基準法第6条第1項、道路法32条第1項・第35条、農地法第4条第1項・第5条第1項（埋立て等を行う高さによっては許可が必要となる場合があります。）、寄居町水と緑のまちづくり条例（駐車場や資材置場等を除きます。）などの19法令

はい

許可は不要です

いいえ

◎軽微な事業で不適切な土地の埋立て等になるおそれのない事業ですか。

※詳細な適用の可否については、お問い合わせください。

（事業の例）

- ・非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- ・運動場、駐車場、田畑等の通常の維持管理行為として行う既存地盤面の高さを超えない事業
- ・自ら居住又は使用する土地の区域内で行う庭の造成又は維持、修繕等通常の管理行為のための事業
- ・1,000㎡未満の土地の造成等を行う事業（隣接地から1m以下かつ道路路面から0.3m以下に限る。）
- ・1,000㎡未満かつ工事期間が1月以内の農地改良で農業委員会に届出られた事業
- ・法令等の許可を受けた事業者から購入した砂、碎石のみをストックヤードに一時堆積する事業
- ・ストックヤードに採取土砂や建設発生土を300㎡未満の区域で一時堆積する事業
- ・無秩序な土砂等による土地の埋立て等のおそれがないものとして、町長が認めた事業

はい

許可は不要です

いいえ

町の許可が必要です

## ○ 許可申請の流れ

許可申請手続きは、生活環境エコタウン課（役場2階）にて受け付けます。また、許可手続きに当たっては、事前協議制となっています。

